救急車の適正利用に係るアニメーション等動画制作事業 公募型企画競争

提案説明書

令和6年10月 札幌市消防局警防部救急課 令和6年札幌市告示第 4295 号に基づく企画競争については、札幌市役務契約に係る企画競争実施要領その他関係法令に定めるもののほか、この提案説明書によるものとする。

1 |業務の名称

救急車の適正利用に係るアニメーション等動画制作事業

2 | 契約の概要

(1) 契約方法

公募型企画競争(プロポーザル)により選定された契約候補者を受託者とする随 意契約

(2) 告示日

令和6年10月21日(月)

(3) 履行期間

契約締結日から令和7年3月31日(月)まで

3 |業務の目的

仕様書のとおり

4 |業務の内容

仕様書のとおり

ただし、ここに示す仕様書については、企画提案の参考となるよう暫定的に作成したものであり、正式な仕様書については、本市と契約候補者との協議により作成されるものであることに留意すること。

5 | 予算限度額

500,000円(消費税及び地方消費税を含む。)を上限とする。

※ 上記金額は規模を示すものであり、契約は別途設定する予定価格の範囲内で行う。

6 | 企画提案に求める内容

(1) 基本的認識に関すること

救急車の適正利用に関する概要や課題、これまでの救急車の適正利用推進に関する取組に関して基本的な認識を示すこと。

(2) 業務遂行能力に関すること

業務の計画性や執行体制、同程度の予算規模による業務実績等を、実際に制作した動画など、具体的に示すこと。

(3) 制作する動画に関すること

ア 制作するアニメーション動画は、「仕様書」中、4(1)に掲げる内容を踏まえたも のであること。

イアニメーション動画に使用するイラスト等が分かるものであること。

- ウ制作するアニメーション動画のストーリーが分かるものであること。
- エ アニメーション動画に使用するナレーションや BGM のイメージが分かるものであること。

なお、企画提案の参考として「概要説明資料」を札幌市公式ホームページに掲載する。

(URL: https://www.city.sapporo.jp/shobo/kyukyu/tekisei/proposal.html)

7 | 参加資格

以下の要件をすべて満たす者とする。

- (1) 下記8に示す提案書類等の提出期限日時点において、令和4年から令和7年度札幌市競争入札参加資格者名簿(物品・役務)に登載されている者であること。
- (2) 同一の企画競争において、事業協同組合等の組合と当該組合員とが同時に参加していないこと。
- (3) 会社再生法による更生手続き開始の申立てがなされている者又は民事再生法による再生手続開始の申立てがなされている者(手続開始決定後の者は除く。)等経営状況が著しく不健全でないこと。
- (4) 札幌市競争入札参加資格審査等措置要領に基づく参加停止の措置を受けていないこと。
- (5) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であり、かつ、その者を代理人、支配人、その他の使用人として使用する者でないこと。
- (6) 札幌市暴力団の排除の推進に関する条例(平成25年条例6号)第2条に規定する暴力団その他の反社会的団体である者又はそれらの構成員が行う活動への関与がある者ではないこと。

8 |参加手続に関する事項

企画提案に関わる必要書類は、下記のとおり提出すること。なお、これによらない 提出書類等は受理しない。(提出がなかったものとして扱う。)

(1) 企画競争の参加に必要な書類の入手方法 札幌市公式ホームページ上でダウンロードすること。

(2) 提出書類

下表のとおり

	書類名	必要部数	
ア	参加意向申出書(様式1)	1 部	
イ	競争入札参加資格認定通知書(写し)	1部	
ウ	企画提案提出書(様式2)	1部	
工	企画提案書 ・A4判(書式及び枚数は自由)とする。	※ エ、オ、カをひとま とめにして10部(正	
才	同程度予算の規模における類似業務の実績 ・A4判(書式及び枚数は自由)とする。	本1部、副本9部)	
オ	積算書 ・A4判(書式及び枚数は自由)とする。		
カ	上記ウ、エ、オの電子データ (DVD等)	1部	

(注) 提出期限を過ぎた場合、理由のいかんを問わず受理しない。

(3) 提出方法

令和6年11月11日(月)17時15分までに、下記17「問い合わせ先・提出先」へ郵送(書留)又は持参により提出すること。なお、持参による提出の場合は、提出期間内の土曜日、日曜日及び祝日を除く8時45分から17時15分までに行うこと。

(4) 留意事項

- ア 提出書類等の作成及び提出に係る費用は申込者の負担とする。
- イ 提出にあたっては、一式をクリップ等で留め、ステープラ (いわゆるホチキス) は使用しないこと。また、ページが複数になるときは、番号を記すなどして乱丁や落丁がないよう対策を講じること。
- ウ 提出書類等に虚偽があった場合は失格とする。

- エ 提出のあった書類等は返却しない。
- オ 同一の申込者からの複数の企画提案書の提出は認めない。
- カ 審査の公平性を期すため、企画提案書の副本(9部)には、<u>事業者名が特定</u> できる表現(会社名、ロゴ、個人名等)を一切記載してはならない。
- ク 上記の方法が守られていない場合、書類を受理しないことがあるので、細心 の注意を払うこと。

(5) 参加辞退について

参加意向申出書の提出以降に参加を辞退する場合は、参加辞退届(様式3)を 提出すること。

9 | 質問の受付及び回答

(1) 提出方法

質問書(様式4)により下記17「問い合わせ先・提出先」まで郵送、持参、又は電子メールにより提出すること。なお、電話や窓口による質問は受け付けない。

(2) 受付期限

令和6年10月28日(月)17時15分(必着)

(3) 回答

上記受付期限以降、質問者に対して回答するものとし、原則、質問と回答は札幌市公式ホームページ上で公表する。なお、質問及び回答の内容が質問者固有の提案事項に密接に関わる場合は、質問者に対してのみ回答する。なお、受付期限内に到着しなかった質問書については回答しない。

10 | 参加資格の審査等

(1) 審査と通知

参加資格の審査を通過した者には、審査の結果をプレゼンテーション等の実施日時と併せて通知する。(通知の期日については下記13「スケジュール」を参照)

(2) 参加資格への申立て

本企画競争において参加資格を満たさない又は満たさないこととなった等の通知 を受けた日の翌日から起算して 10 日 (札幌市の休日を定める条例で規定する休日 を除く。) 以内に、その理由等について申立てることができる。

(3) 参加資格の喪失

本件企画競争において、企画提案者が参加資格を有することを確認したときから 審査が確定するまで(契約候補者にあっては契約を締結するまで)において、次の いずれかに該当するときは、本件企画競争における提出書類は受け付けず、若しく は評価せず、又は契約候補者としての選定を取り消すこととする。

- ア 提出書類に虚偽の記載をするなど、不正の行為をした者
- イ 本提案説明書に定める手続以外の手法により、実施委員会の委員及び市職員から助言、援助その他審査の公平を疑われるような行為を受けた者又は当該行為を 求めた者
- ウ 不正な利益を図る目的で実施委員等と接触し、又は利害関係を有することとなった者
- エ 本件企画競争の手続期間中に上記7に示す参加資格を有しないこととなった者
- オ 審査の公平性を害する行為を行った者
- カ その他札幌市が不適切であると判断した場合

11 | 選定方法

本市職員からなる「救急車の適正利用に係るアニメーション等動画制作事業」企画 競争実施委員会(以下「実施委員会」という。)において総合的に審査し、最も優れた 企画提案者を契約候補者として選抜する。

(1) 審査の方法

- ア 各企画提案者がプレゼンテーションを行い、実施委員会のヒアリングを実施する。(以下「プレゼン等」という。)このとき、別表の「評価項目及び評価基準表」 (以下「評価基準表」という。)により評価を行い、この合計点数が一番高い1者を入選者として選抜する。
- イ プレゼン等の出席者は参加意向申出書(様式1)に記載された担当者を含む最 大3名までとし、オンライン参加も可能とする。
- ウ プレゼン等の実施時間は <u>20 分程度</u> (プレゼン (提案説明) 10 分、ヒアリング (質疑応答) 10 分)とする。ただし、企画提案者数に応じて変更することがある。

- エ プレゼン等の実施順については、実施委員会が事前に決定する。
- オ プレゼン等の際、企画提案者がパソコン等の電子機器を持ち込み、モニターへ 画像等を表示することは可能とする。

ただし、事前にモニター等の動作確認を希望する場合は、審査前日までに下記 17「問い合わせ先・提出先」へ申し出ること。

- カ 企画提案者が1者の場合、評価基準表の評価点の合計点が実施委員会の定める 最低評価基準点(総合得点の6割)を超えた場合のみ契約候補者として選定する。
- キ 実施委員会による採点が同点の場合は、<u>評価項目「制作動画」の評価点が最も</u> 高い者を入選とする。ただし、この場合においても同点であるときは、同点の者 を対象にくじ引きを行い、その結果により入選者を決定する。
- ク 審査の結果については、各企画提案者に対し書面にて通知する。
- (2) 委託相手方の選定及び契約について

本業務の委託については、原則として入選者を契約候補者とし、契約候補者と具体的な契約内容及び委託金額について協議したうえで、随意契約を行うものとする。 なお、企画提案の内容をもって契約するものとは限らない。(手続に関しては、札幌市契約規則(平成4年規則第9号)による。)

また、入選者との協議が不調に終わった場合や下記ア〜ウの事項に該当する場合は、実施委員会において次点とされた者と交渉する場合がある。

- ア 企画提案書等への虚偽の記載など、不正とみなされる行為が発覚した場合
- イ 入選者が「参加資格」(上記7)を満たさなくなった場合
- ウ 不正な利益を図る目的で実施委員会の委員等と接触し、又は利害関係を有する こととなったことが発覚した場合

12 | 再委託等の禁止

受託者は、業務の全部又は一部を第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。ただし、あらかじめ受託者の書面による承諾を得た場合は、この限りではない。

13 | スケジュール

企画提案の公募開始	令和6年10月21日(月)	
質問書(様式4)提出期限	令和6年10月28日(月)	
参加意向申出書(様式1)及び企画		
提案書等(様式2ほか)提出期限	令和6年11月11日(月)	
プレゼンテーション及びヒアリング	令和6年11月18日(月)から	
(審査)	令和6年11月29日(金)(予定)	

14 | 著作権に関する事項

- (1) 企画案の著作権は、各企画提案者に帰属する。
- (2) 納入される物品等に第三者が権利を有する著作権が含まれる場合、当該著作権の使用に係る一切の手続及び費用については、企画提案者の負担と責任において行うこととする。
- (3) 企画提案者は、札幌市が本件企画競争の実施に必要と認めるときは、本件企画競争の実施に必要な範囲で札幌市が企画案を複製することに許諾するものとする。 この場合において、札幌市はあらかじめ企画提案者に通知する。
- (4) 企画提案者は、札幌市に対し、企画提案者が企画を創作したこと及び第三者がも つ著作権、著作人格権及びその他特許権、商標権を含むいかなる知的財産権をも侵 害するものではないことを保証するものとする。
- (5) 提出された企画案その他の企画競争の実施に伴い提出された書類について、札幌市情報公開条例(平成11年条例第41号)に基づき公開請求があったときは、同条例の定めにより公開する場合がある。

15 | 評価についての申立て

企画提案者は自らの評価に疑義があるときは、選定結果に係る通知を受けた日の翌日から起算して3日(札幌市の休日を定める条例で規定する休日を除く。)以内に、市長に対し、自らの評価について疑義の申立てをすることができる。

16 | その他の留意事項

- (1) 本企画競争に係る一切の費用については、企画提案者の負担とする。
- (2) 提出期限を過ぎた後の書類の訂正、追加又は差し替え等の変更は一切認めない。
- (3) 参加意向申出書(様式1)に記載された担当者は、札幌市が特別の理由があると認めた場合を除き、変更することができない。
- (4) 札幌市が提供した資料は、札幌市の了解なく公表、使用することができない。

17 間い合わせ先・提出先 (発注担当)

〒064-8586 札幌市中央区南4条西10丁目 消防局庁舎6階

札幌市消防局警防部救急課 阿波

電話 | 011-215-2070 | Fax | 011-271-0610

電子メールアドレス kyukyu. shobo@city. sapporo. jp

18 | 契約担当

〒064-8586 札幌市中央区南4条西10丁目 消防局庁舎3階

札幌市消防局総務部施設管理課 施設係

電話 | 011-215-2030 | Fax | 011-271-0814

評価項目及び評価基準表

評価基準点は、「5点:非常に優秀 4点:優秀 3点:普通 2点:やや劣る 1点:劣る」とし、「評価基準点×係数」により評価点を求めるものとする。なお、参加者が1者となった場合でも、別に定める最低基準点を超えた場合は契約候補者とする。

評価項目		評価内容	係数	点数			
基本的 認識	救急車の適正利用に関する現状について十分理解したうえ で、企画内容が提案されているか		1	5			
		提案者が関連する専門知識や技術を 有しているか	1	1 2 2 20			
業務遂行能力	性を有し適切な執行 体制がとられている	過去の実績が具体的に示されてお り、信頼性があるか	2				
,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,	か。また、過去に十 分な業務実績がある か	プロジェクト管理体制が明確であり、実行可能性が高いか	1				
	制作するアニメーション動画は、「仕様書」4(1)に掲げる内容を踏まえたものであるか						
		イラスト等がテーマや内容に適して いるか	2				
制作動画	制画 制作するアニメーション動画のストーリーが分かるものであるか	簡単なストーリーボードやシナリオ 等が提供されており、ストーリーの 流れが明確であるか	2	45			
		ストーリーが視聴者にとって理解し やすく、興味を引くものであるか	2				
	アニメーション動画に使用するナレーションや BGM のイメ ージが分かるものであるか						
合計 70 点満点							